

市川市立市川小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月6日

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの様態（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ その子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやゲーム、グループに入れられない。
 - ・ 席を離される。
- ③ 暴力を受ける。
 - ・ 遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
 - ・ すれ違う時にぶつかられたり、暴言を吐かれたりする。
 - ・ ひどくぶつかられたり、足をかけられたりする。
- ④ 金品をたかられる。
 - ・ えんぴつや消しゴムを何度も借りられる。
 - ・ 物を交換するようせがまれる。
- ⑤ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 持ち物を隠されたり、壊されたり、落書きをされたりする。
 - ・ くつやバック等にごみや本人の嫌がるものを入れられる。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいことをされたり、危険なことをさせられたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ・ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話、通信できるゲーム等でいやなことをされる。
 - ・ 掲示板やブログ等に誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅しのメールが送られる。

(2) いじめ防止等の校内対策組織

- ① 名称
「市川小いじめ対策会議」
- ② 構成員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教諭、養護教諭、当該担任教諭
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ 情報の収集と記録及び共有
 - ・ 組織的な対応を進めるための連絡・調整

(3) いじめの未然防止のための取り組み

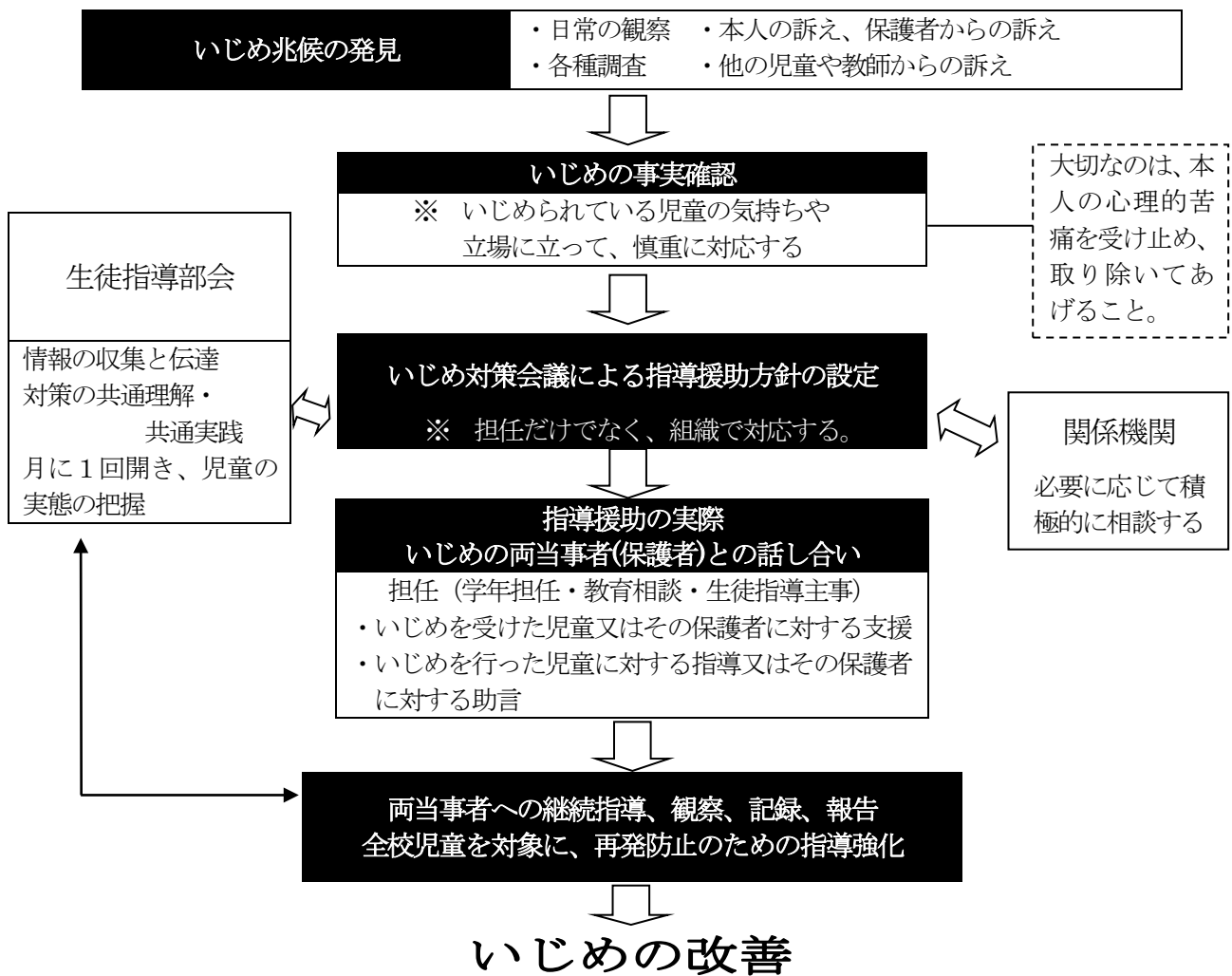
学校として	<ol style="list-style-type: none">① <u>生徒指導の機能を生かした教育活動</u>を推進していく。② 日々の道徳の時間の中で、道徳教育の充実を図る。③ 生徒指導部会や事例研究を通して、いじめの予防指導を共通理解し、組織を生かした全職員による<u>指導協力体制</u>を確立していく。④ <u>休み時間や放課後の時間</u>における指導方法の改善を図る。(いじめの多くは、学校内で起こり、休み時間の指導が行き届いている学校ではいじめが少ない。)
学年・学級として	<ol style="list-style-type: none">① <u>授業の質的向上</u>に努める。(分かりやすく楽しい成就感を味わわせる授業、個別指導の充実)② 児童の模範として、<u>教師自ら</u>が児童に対して温かい態度で接する。③ 互いの個性を認め合う温かい<u>人間関係作り・学級作り</u>に努める。④ 「<u>いじめは絶対に許さない</u>」というメッセージを送り続け、学級活動等で<u>継続的に話し合う</u>。⑤ 児童の<u>人間関係や実態を把握</u>する。(日常観察、情報収集、交友関係調査)

(4) いじめの早期発見のための取り組み

- ① いじめは存在するという認識を持って、いじめの実態把握のためのアンケート調査を行う。
 - ・ アンケートに記載された内容に関して気になる点があれば事実確認をし、すぐに管理職に報告する。
 - ・ アンケートは、記載内容について多くの目で確認する意味から、教育相談等が終了した時点で速やかに集め、管理職に提出する。
- ② 教育相談の実施
 - ・ アンケートの結果をもとに、児童一人一人に応じた話し合いを年3回(6月・10月・2月)実施。
- ③ 日常的な教育相談体制の構築
- ④ 保護者や地域住民との信頼関係を築き、情報の収集に努める。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、管理職に報告するとともに、当該児童に係るいじめの事実関係を明らかにする。
- ② 事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめの傍観者及び同調者に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通して、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、市教育委員会の指導の下に所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。



⑥ 重大事態発生時の対応

〈**重大事態とは**〉(千葉県いじめ防止基本方針からの要約)

ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈**重大事態の報告**〉

ア 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告するとともに市教委の指導の下、県教育委員会にも報告する。

〈**重大事態の調査**〉

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(6) 教職員の指導力向上と指導改善への取り組み(生徒指導部会や現職教育において指導)

- ① いじめ未然防止のための指導方法や人間関係づくりの研修
- ② 児童理解研修の実施